

第3 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る届出の審査要領及び 審査項目

1 審査要領

法令で規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の基準によるほか、第4章の技術基準等により、審査すること。

2 審査項目

別記のとおり

別記

設備等技術基準又は設備等設置維持計画の審査項目

審査項目	審査事項	法・条例	政令	省令・条則	告示等
消火器具に関する基準	消火器具が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 36③ 条例 37② 条例 47	政令 10②③ 政令 30 政令 31 政令 32	省令 6 省令 7 省令 8 省令 9 省令 10 省令 11	
屋内消火栓設備に関する基準	屋内消火栓設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 38②③④ 条例 47	政令 11③④ 政令 30 政令 31 政令 32	省令 11の2 省令 12	摩擦損失計算基準 加圧送水装置基準 合成樹脂管基準 消火栓等基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6の3の2
スプリンクラー設備に関する基準	スプリンクラー設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 39②③④ 条例 47	政令 12②③ 政令 30 政令 31 政令 32	省令 13③ 省令 13の2 省令 13の3 省令 13の4 省令 13の5 省令 13の6 省令 14 省令 15	摩擦損失計算基準 放水型ヘッド等告示 ラック式ヘッド設置基準 合成樹脂管基準 消火栓等基準 送水口基準 加圧送水装置基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6の3の2

第6章第2節

第3 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る届出の審査要領及び審査項目

審査項目	審査事項	法・条例	政令	省令・条則	告示等
水噴霧消火設備に関する基準	水噴霧消火設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 40③④⑤ 条例 47	政令 13② 政令 14 政令 30 政令 31 政令 32	省令 16 省令 17 省令 32	摩擦損失計算基準 合成樹脂管基準 加圧送水装置基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2
泡消火設備に関する基準	泡消火設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 40③④⑤ 条例 47	政令 13② 政令 15 政令 30 政令 31 政令 32	省令 18 省令 32	摩擦損失計算基準 合成樹脂管基準 加圧送水装置基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2
不活性ガス消火設備に関する基準	不活性ガス消火設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 40③⑤ 条例 47	政令 13② 政令 16 政令 31 政令 32	省令 19 省令 32	ホース・ノズル等基準 容器弁等基準 放出弁基準 選択弁基準 音響警報装置基準 噴射ヘッド基準 制御盤基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 耐熱電線基準 耐火電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2
ハロゲン化物消火設備に関する基準	ハロゲン化物消火設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 40③⑤ 条例 47	政令 13② 政令 17 政令 31 政令 32	省令 20 省令 32	ホース・ノズル等基準 容器弁等基準 放出弁基準 選択弁基準 音響警報装置基準 噴射ヘッド基準 制御盤基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 耐熱電線基準 耐火電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2

審査項目	審査事項	法・条例	政令	省令・条則	告示等
粉末消火設備に関する基準	粉末消火設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 40③⑤ 条例 47	政令 13② 政令 18 政令 31 政令 32	省令 21 省令 32	ホース・ノズル等基準 容器弁等基準 放出弁基準 選択弁基準 音響警報装置基準 定圧作動装置基準 噴射ヘッド基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 耐熱電線基準 耐火電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2
屋外消火栓設備に関する基準	屋外消火栓設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。		政令 19③④ 政令 30 政令 31 政令 32	省令 22	摩擦損失計算基準 加圧送水装置基準 合成樹脂管基準 消火栓等基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2
動力消防ポンプ設備に関する基準	動力消防ポンプ設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 40 の 2 ② 条例 47	政令 20③④ 政令 30 政令 31 政令 32		
自動火災報知設備に関する基準	自動火災報知設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 41②③④⑤ 条例 47	政令 21②③ 政令 30 政令 31② 政令 32	省令 23 省令 24 省令 24 の 2	地区音響装置基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2
ガス漏れ火災警報設備に関する基準	ガス漏れ火災警報設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。		政令 21 の 2 ② 政令 30 政令 31② 政令 32	省令 24 の 2 の 2 ③④⑤ 省令 24 の 2 の 3 省令 24 の 2 の 4	検知器等基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 耐熱電線基準 耐火電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2

第6章第2節

第3 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る届出の審査要領及び審査項目

審査項目	審査事項	法・条例	政令	省令・条則	告示等
漏電火災警報器に関する基準	漏電火災警報器が、設備等技術基準に従い設置されているか。		政令 22② 政令 30 政令 31② 政令 32	省令 24 の 3	
消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準	消防機関へ通報する火災報知設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。		政令 23② 政令 31 政令 32	省令 25②③④	火災通報装置基準
非常警報器具又は非常警報設備に関する基準	非常警報器具又は非常警報設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 43 の 2 ②③ 条例 47	政令 24④⑤ 政令 31② 政令 32	省令 25 の 2	非常警報設備基準 蓄電池設備基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2
避難器具に関する基準	避難器具が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 44② 条例 47	政令 25② 二、三 政令 30 政令 31② 政令 32	省令 27	避難器具基準 設置維持告示
誘導灯及び誘導標識に関する基準	誘導灯及び誘導標識が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 45② 条例 47	政令 26 政令 31② 政令 32	省令 28 省令 28 の 2 省令 28 の 3	誘導灯等基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2
消防用水に関する基準	消防用水が、設備等技術基準に従い設置されているか。		政令 27③ 政令 31② 政令 32		
排煙設備に関する基準	排煙設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 45 の 2 ②③④ 条例 47	政令 28② 政令 31② 政令 32	省令 30 条則 11 の 2	発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2
連結散水設備に関する基準	連結散水設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。		政令 28 の 2 ②③④ 政令 31② 政令 32	省令 30 の 2 省令 30 の 2 の 2 省令 30 の 3	散水ヘッド基準 摩擦損失計算基準 送水口基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2

審査項目	審査事項	法・条例	政令	省令・条則	告示等
連結送水管に関する基準	連結送水管が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 46②③④ 条例 47	政令 29② 政令 30 政令 31② 政令 32	省令 30 の 4 省令 31	消火栓等基準 送水口基準 摩擦損失計算基準 発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2 施行規程 6 の 3 の 4
非常コンセント設備に関する基準	非常コンセント設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 46 の 2 ②③④ 条例 47	政令 29 の 2 ② 政令 31② 政令 32	省令 31 の 2	発電設備基準 蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2
無線通信補助設備に関する基準	無線通信補助設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。	条例 46 の 3 ② 条例 47	政令 29 の 3 ② 政令 31② 政令 32	省令 31 の 2 の 2	蓄電池設備基準 専用受電設備基準 配電盤等基準 耐火電線基準 耐熱電線基準 総合操作盤基準 施行規程 6 の 3 の 2 施行規程 6 の 4
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する基準	パッケージ型消火設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。		政令 29 の 4 ②③ 政令 30 政令 32	防火安全性能 省令 1	パッケージ型消火設備 基準
	パッケージ型自動消火設備が、設備等技術基準に従い設置されているか。		政令 29 の 4 ②③ 政令 30 政令 32	防火安全性能 省令 2	パッケージ型自動消火 設備基準 蓄電池設備基準 耐熱電線基準
特殊消防用設備等に関する基準	特殊消防用設備等が、設備等設置維持計画に従い設置されているか。	設備等設置維持計画			

凡例

防火安全性能省令・・・ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成16年総務省令第92号）

消火設備

散水ヘッド基準・・・ 開放型散水ヘッドの基準（昭和48年消防庁告示第7号）

ホース・ノズル等基準・・・ 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールの基準（昭和51年消防庁告示第2号）

摩擦損失計算基準・・・ 配管の摩擦損失計算の基準（平成20年消防庁告示第32号）

第6章第2節

第3 消防用設備等又は特殊消防用設備等に係る届出の審査要領及び審査項目

容器弁等基準	不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年消防庁告示第9号）
放出弁基準	不活性ガス消火設備等の放出弁の基準（平成7年消防庁告示第1号）
選択弁基準	不活性ガス消火設備等の選択弁の基準（平成7年消防庁告示第2号）
音響警報装置基準	不活性ガス消火設備等の音響警報装置の基準（平成7年消防庁告示第3号）
定圧作動装置基準	粉末消火設備の定圧作動装置の基準（平成7年消防庁告示第4号）
噴射ヘッド基準	不活性ガス消火設備等の噴射ヘッドの基準（平成7年消防庁告示第7号）
放水型ヘッド等告示	放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第6号）
加圧送水装置基準	加圧送水装置の基準（平成9年消防庁告示第8号）
ラック式ヘッド設置基準	ラック式倉庫のラック等を設けた部分におけるスプリンクラーヘッドの設置に関する基準（平成10年消防庁告示第5号）
合成樹脂管基準	合成樹脂製の管及び管継手の基準（平成13年消防庁告示第19号）
消火栓等基準	屋内消火栓設備の屋内消火栓等の基準（平成25年消防庁告示第2号）
送水口基準	スプリンクラー設備等の送水口の基準（平成13年消防庁告示第37号）
制御盤基準	不活性ガス消火設備等の制御盤の基準（平成13年消防庁告示第38号）
パッケージ型消火設備基準	パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第12号）
パッケージ型自動消火設備基準	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号）

警報設備

非常警報設備基準	非常警報設備の基準（昭和48年消防庁告示第6号）
検知器等基準	ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用中継器及び受信機の基準（昭和56年消防庁告示第2号）
火災通報装置基準	火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）
地区音響装置基準	地区音響装置の基準（平成9年消防庁告示第9号）

避難設備

避難器具基準	避難器具の基準（昭和53年消防庁告示第1号）
設置維持告示	避難器具の設置及び維持に関する技術上の基準の細目（平成8年消防庁告示第2号）
誘導灯等基準	誘導灯及び誘導標識の基準（平成11年消防庁告示第2号）

電気設備

発電設備基準	自家発電設備の基準（昭和48年消防庁告示第1号）
蓄電池設備基準	蓄電池設備の基準（昭和48年消防庁告示第2号）
専用受電設備基準	キュービクル式非常電源専用受電設備の基準（昭和50年消防庁告示第7号）
配電盤等基準	配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防庁告示第10号）
耐火電線基準	耐火電線の基準（平成9年消防庁告示第10号）
耐熱電線基準	耐熱電線の基準（平成9年消防庁告示第11号）
総合操作盤基準	総合操作盤の基準を定める件（平成16年消防庁告示第7号）